

第7回
館林市・板倉町合併協議会
会議録

日時：平成29年8月30日（水）午後2時
場所：館林市文化会館小ホール

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

| | | |
|--------|-----------------------------------|-----------------|
| 会議の名称 | 第7回 館林市・板倉町合併協議会 | |
| 開催日時 | 平成29年8月30日（水） 午後2時開会・午後3時10分閉会 | |
| 開催場所 | 館林市文化会館小ホール | |
| 議長氏名 | 須藤和臣 | |
| 出席者氏名 | 「出席者名簿」のとおり | |
| 事務局氏名 | 「出席者名簿」のとおり | |
| 会議事項 | 議題 | 会議結果 |
| | 「会議事項」のとおり | 「会議事項」のとおり |
| 会議経過 | 「会議経過」のとおり | |
| 会議資料 | 第7回 館林市・板倉町合併協議会 会議資料 | |
| 会議録の確定 | 確定年月日 | 署名 |
| | 平成29年9月27日（水） | 指名委員氏名 河本 榮一 |
| | 平成29年9月27日（水） | 指名委員氏名 小林 博 |

出席者名簿

【敬称略】

| 規約 | 氏名 | |
|-------|--------------|--------------|
| 会長 | 須 藤 和 臣 | |
| 副会長 | 栗 原 実 | |
| 1号委員 | 小 山 定 男 | 中 里 重 義 |
| 2号委員 | 河 野 哲 雄 | 遠 藤 重 吉 |
| | 青 木 秀 夫 | 今 村 好 市 |
| 3号委員 | 野 村 晴 三 | 向 井 誠 |
| | 井野口 勝 則 | 荒 井 英 世 |
| | 小森谷 幸 雄 | 小森谷 幸 雄 (重複) |
| 4号委員 | 吉 間 常 明 | 鈴 木 優 |
| 5号委員 | 山 崎 紀 夫 | 河 本 榮 一 |
| | 福 田 榮 次 | 増 田 文 和 |
| | 須 藤 稔 | 小 林 博 |
| | 江 森 富 夫 | |
| 7号委員 | 青 木 秀 夫 (重複) | |
| 幹 事 | 栗 原 誠 | 根 岸 一 仁 |
| | 小 嶋 栄 | |
| 専門部会 | 吉 田 悦 子 | 打 木 雅 人 |
| | 中 里 克 己 | 大 野 泰 弘 |
| | 黒 澤 文 隆 | 栗 原 幸 枝 |
| | 細 堀 一 夫 | 石 崎 治 |
| | 田 島 敏 邦 | 新 宮 裕 之 |
| | 荒 井 裕 三 | 岡 戸 千 絵 |
| | 小山田 峰 子 | 鈴 木 浩 一 郎 |
| | 飯 島 一 宏 | 鈴 木 匡 |
| | 峯 崎 浩 | 山 口 秀 雄 |
| | 根 岸 光 男 | 小野寺 雅 明 (代理) |
| | 橋 本 宏 海 | 高 瀬 利 之 |
| 説明員 | 福 地 保 幸 | |
| 事務局長 | 田 沼 孝 一 | |
| 事務局次長 | 林 成 明 | |
| 事務局係長 | 木 村 和 好 | 舘 野 雅 英 |
| 事務局係員 | 石 井 博 | 鈴 木 誠 |
| | 田部井 啓 介 | |

欠席者 なし

会議事項

1 開会

2 開会あいさつ

3 審議事項

議案第17号 【合併協定項目23-12】児童福祉事業について

⇒原案のとおり可決

議案第18号 【合併協定項目23-13】保育事業について

⇒原案のとおり可決

議案第19号 【合併協定項目23-14】生活保護事業について

⇒原案のとおり可決

4 協議事項

協議第19号 【合併協定項目22】消防団の取扱いについて

⇒次回以降の審議事項とする

協議第20号 【合併協定項目23-18】農林水産関係事業について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第21号 【合併協定項目23-19】商工・観光関係事業について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第22号 【合併協定項目23-20】勤労者・消費者関連事業について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第23号 【合併協定項目23-21】建設関係事業について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第24号 【合併協定項目23-22】下水道事業について

⇒次回以降の審議事項とする

5 その他

寄せられたお問合せと事務局からの回答について

6 閉会あいさつ

7 閉会

(会議経過)

| 発言者 | 議題・発言内容・決定事項 |
|--------|--|
| 田沼事務局長 | <p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回館林市・板倉町合併協議会を開会いたします。</p> <p>本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、ご報告いたします。本合併協議会は、協議会規約第9条第1項の規定により、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと定められております。本日は、20名全ての委員にご出席をいただき、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた本日の次第、会議資料のほか、座席表、出席者名簿、封筒に入れました次回開催通知をお配りさせていただいております。ご確認をいただき、不足などがございましたら、お申しつけください。</p> |
| 田沼事務局長 | <p>それでは、次第に基づき、開会の挨拶をいただきます。</p> <p>須藤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 須藤会長 | <p>本日は、大変お忙しいところ皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。第7回の合併協議会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>初めに、前回の会議におきましては、合併の方針につきまして意見交換を行わせていただき、出席委員の3分の2以上の意見がまとまった状況でございますが、住民の意見を十分に反映した上での採決を考慮いたしまして、合併方針の決定にはもう少しお時間をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>また、合併協定項目の中の保健衛生事業におきましては、健康診査事業の調整方針につきまして委員各位より多くの意見が出され、継続審議とさせていただきますところでございます。ご意見をいただきました関係資料や</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>田沼事務局長</p> | <p>複数の調整案の作成など、両市町の担当部署及び幹事会を通しまして、協議会に提案する内容検討を進めておりますので、こちらも少しお時間をいただきますことにご了解いただきたいというふうに存じます。</p> <p>今後、両市町の住民サービスに直結する合併協定項目などの審議が進むこととなります。財政的な観点も必要ではありますが、政策的な観点も考慮する必要もあり、合併による持続可能なまちづくりを進めるために、新市の住民サービスがどうあるべきかという建設的な議論も必要であると認識をいたしております。</p> <p>委員各位におかれましては、引き続き合併協議の進展に向けまして忌憚のないご意見をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に際しての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、会議に当たっての留意事項を申し上げます。</p> <p>会議における質問、発言等に際しましては、挙手の上、お名前を言っていただくこと、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>それでは、合併協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、須藤会長、よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、暫時議長を務めさせていただきます。</p> <p>審議、協議事項につきましては、委員皆様のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、会議録署名人の選出を行います。</p> <p>議長が出席委員の中から2名を指名することになっております。本日の会議におきましては、館林市の河本委員と板倉町の小林委員にお願いをしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |

資料の2ページをお願いいたします。関係項目1、子ども・子育て支援事業計画でございますが、表の中ほど、現況についてご説明いたします。市町ともに、国の法律等に即して、平成27年度から平成31年度までの5カ年を1期とする計画を定めており、策定体制、委員定数、策定内容は両市町ともに同様でございます。

表の右側、具体的な調整内容につきましては、「子ども・子育て支援事業計画については、合併時は市町の事業計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。」としております。

続きまして、3ページをお願いいたします。関係項目2、家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談でございます。

表の中ほど、現況についてご説明いたします。1の家庭児童相談室につきましては、市では2名の専門相談員を配置した相談室が設置され、町では相談室は設置されておりましたが、職員が県の児童相談所と連携した対応を行っております。

続きまして、4ページをお願いいたします。2の婦人相談につきましては、市では1名の専門相談員を配置し、町では職員が県の機関と連携した対応を行っております。

資料の5ページに移りまして、3の母子・父子自立支援相談につきましては、市では1名の専門相談員を配置し、町では職員が県の保健福祉事務所と連携した対応を行っております。

資料の3ページにお戻りいただきまして、具体的な調整内容につきましては、「家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に総合相談窓口として一元化し再編する。」としております。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。関係項目3、ファミリー・サポート・センター事業でございます。現況に記載のとおり、市のみに必要に応じた児童の一時預かりや送迎などを実施している事業でございます。

具体的な調整内容につきましては、「ファミリー・サポート・センター事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

| | |
|------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>続きまして、資料の8ページをお願いいたします。関係項目4、地域子育て支援拠点事業でございます。</p> <p>現況についてご説明いたします。市では、実施施設が5カ所、町では1カ所となっておりますが、事業の内容につきましては、市町ともに同様でございます。</p> <p>具体的な調整内容としましては、「地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。」としております。</p> <p>続きまして、資料の11ページをお願いいたします。関係項目5、放課後児童健全育成事業につきましては、現況に記載のとおり、両市町で同様の取り組みが行われております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、「放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。」としております。</p> <p>資料の13ページをお願いいたします。この事業を実施するに当たり、市のみが低所得世帯の軽減補助を行っております。</p> <p>具体的な調整内容に記載のとおり、「保育料軽減補助については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。</p> <p>続きまして、資料の14ページをお願いいたします。関係項目6、児童館運営でございます。</p> <p>現況についてご説明申し上げます。市では3カ所、町では1カ所が設置されておりますが、開館日、開館時間、休館日の取り扱いに違いがございます。</p> <p>具体的な調整内容としましては、「児童館運営については、開館日、開館時間及び休館日が異なるため、合併時に再編する。」としております。</p> <p>合併協定項目23—12 「児童福祉事業について」の説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第17号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて</p> |
|------------|---|

| | |
|--------|--|
| 議 長 | <p>お願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第17号 合併協定項目23—12 「児童福祉事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 議 長 | <p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第18号 合併協定項目23—13 「保育事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| 林事務局次長 | <p>議案第18号 合併協定項目23—13 「保育事業について」ご説明申し上げます。</p> <p>資料の17ページをお願いいたします。調整方針につきましては、4つの項目がございますので、朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。 2、子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。 3、支給認定については、合併時に再編する。 4、利用者負担額（保育料）については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育料については、合併時に再編する。 (2) 軽減制度については、合併時に統合する。 <p>としております。</p> <p>続きまして、関係項目ごとの詳細をご説明申し上げます。</p> <p>資料の18ページをお願いいたします。関係項目1、公立保育園の現況についてご説明申し上げます。市では、南保育園から松波保育園までの9園、町では、板倉保育園と北保育園の2園が設置されております。開園日は、</p> |

市町ともに同様であります。開園時間に相違がある状況となっております。

具体的な調整内容としましては、「公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。ただし、板倉町の土曜日の開園時間については、午前7時30分から午後7時30分までとする。」としております。

続きまして、資料の20ページをお願いいたします。関係項目2、子どものための教育・保育給付でございます。

現況でございますが、こちらの給付制度につきましては、保育園と幼稚園が一体的に利用できることになった国の法改正に基づく制度でございます。市町ともに同様の取り組みが行われております。

具体的な調整内容としましては、「子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。」としております。

続きまして、21ページをお願いいたします。関係項目3、支給認定でございます。

現況でございますが、こちらの認定制度は、児童が幼稚園や保育園などを利用するための条件等を定めたものでございます。

市と町の相違点として、保育認定の基準の(1)、就労では、市が1カ月当たり48時間以上、町が64時間以上の違いがございます。

また、資料22ページの上段、(6)、求職活動では、市が支給認定期間2カ月に対して、町が90日の違いがございます。

なお、そのほかの内容につきましては、市町ともにほぼ同様という状況でございます。

21ページに戻りまして、具体的な調整内容としましては、「支給認定については、保育認定の基準及び認定手続きが異なるため、合併時に再編する。」としております。

続きまして、資料の23ページをお願いいたします。関係項目4、利用者負担額(保育料)でございます。

現況についてご説明いたします。保育料では、市と町の階層区分に違いがございます。

具体的には、市の場合、1号認定が14階層、2号・3号認定が21階層に

| | |
|-----|---|
| | <p>対しまして、町の場合は、1号認定が5階層、2号・3号認定が12階層となっております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、「保育料については、階層区分ごとの保育料月額が異なるため、合併時に再編する。」としております。</p> <p>続きまして、24ページをお願いいたします。2の軽減制度につきましては、両市町で取り組みが行われておりますが、25ページの下段、(3)、第3子以降保育料無料化の取り扱いに若干の違いがございます。</p> <p>また、26ページの(4)、寡婦(夫)控除のみなし適用につきましては、市のみが実施している内容となります。</p> <p>資料24ページに戻りまして、具体的な調整内容としましては、「軽減制度については、第3子以降保育料無料化の対象児童が異なるほか、館林市のみ寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。</p> <p>合併協定項目23—13「保育事業について」の説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第18号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第18号 合併協定項目23—13 「保育事業について」を原案のとおり承認いたしますことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 議 長 | <p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第19号 合併協定項目23—14 「生活保護事業につい</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>林事務局次長</p> | <p>て」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第19号 合併協定項目23—14 「生活保護事業について」ご説明申し上げます。</p> <p>資料の29ページをお願いいたします。調整方針につきましては、「生活保護事業については、合併時に統合する。」としております。</p> <p>資料の30ページに移りまして、現況でございます。概要の1、保護の実施機関に記載のとおり、市では「館林市福祉事務所」、町では県の「館林保健福祉事務所」という違いがございます。</p> <p>具体的な調整内容につきましては、「生活保護事業については、館林市の例により合併時に統合する。」としております。</p> <p>合併協定項目23—14 「生活保護事業について」の説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第19号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第19号 合併協定項目23—14 「生活保護事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、これより協議事項に移りたいと存じます。</p> <p>協議第19号 合併協定項目22 「消防団の取扱いについて」を議題とい</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>木村事務局係長</p> | <p>たします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局調整2係長の木村と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、資料の31ページをお願いします。協議第19号についてご説明いたします。</p> <p>合併協定項目22 「消防団の取扱いについて」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になります。「消防団については、合併時に1つの消防団として統合する。ただし、地域に密着した消防団活動の特性を保持するため、役員構成については、合併後に速やかに再編する。」といたします。</p> <p>続きまして、32ページをお願いいたします。現況を説明してまいります。</p> <p>館林、板倉の両消防団は、明和、千代田、邑楽とともに1市4町による館林地区消防組合により運営されております。</p> <p>1番の組織につきましては、(1)の本部ですが、団長が1名ずつ、副団長は館林が3名、板倉が2名、また館林は本部員を4名置いておりますが、板倉では置いていません。</p> <p>(2)の分団ですが、館林が10分団18班体制、板倉が5分団体制、合計の定数ですが、館林が248名、板倉が103名になっております。</p> <p>2番の行事につきましては、組合主催、館林市、板倉町それぞれの行事に参加しております。</p> <p>3番の報酬につきましては、組合によるものなので同一となっております。</p> <p>表の右側の具体的な調整内容といたしまして、「消防団については、館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町により、館林地区消防組合消防団を運営しているため、団員の処遇や活動内容は統一されており、変更の必要はない。ただし、組織体制及び名称については、地域特性を考慮しつつ、方面隊制あるいは支団制などの体制を検討し、合併時までには統合する。なお、役員構成及び役員数については、団員の士気向上に配慮したうえで、合併後速やかに再編する。」といたしました。</p> |
|----------------|--|

| | |
|----------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第19号につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、挙手にてお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質疑ないようでございます。本議案は、審議に当たっての事前説明となりますので、採決ではなく、確認をさせていただくことにしたいと存じます。</p> <p>協議第19号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「消防団の取扱いについて」につきましては、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第20号 合併協定項目23—18 「農林水産関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>木村事務局係長</p> | <p>それでは、資料の35ページをお願いいたします。協議第20号 合併協定項目23—18 「農林水産関係事業について」を説明します。</p> <p>まず、表の中の調整方針になりますが、関係項目が3つございます。</p> <p>1、農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>3、農地転用許可については、合併時に統合する。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、次の36ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目1、農業振興地域整備計画になります。</p> <p>現況でございますが、この計画につきましては、法律に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興に関する各種施策を計画的に実施するための計画でございます。具体的には(1)から(8)に関する内容を両市町ともに定めております。</p> <p>2番の面積は、ごらんとおりでございます。</p> <p>3番の除外申請の受け付けが、両市町で異なっております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「農業振興地域整備計画については、合併時は市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。ただし、農用地区域からの除外手続きについては、合併時まで調整する。」としました。</p> <p>関係項目1についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の37ページをお願いします。関係項目2、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想になります。</p> <p>現況でございますが、この構想は、法律に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用目標を定めています。</p> <p>2番の農業経営の目標の(1)、(2)は両市町とも同じですが、38ページになります。(3)の主要な営農類型ですが、ごらんとおり異なっております。これは、地域農業の現況を踏まえ、経営規模、生産方式などを類型としてモデルを定めているものでございまして、ごらんとおり経営体と類型数が異なっております。また、(4)の効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標も異なっております。</p> <p>調整の結果でございますが、37ページ表の右側、具体的な調整内容ですが、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併</p> |
|--|--|

| | |
|-----|--|
| | <p>時は市町の構想をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。」としました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>続いて、資料の39ページをお願いします。関係項目3、農地転用許可になります。</p> <p>現況でございますが、農地転用許可制度は、土地の農業的利用と非農業的利用との調整を図りつつ、農地の荒廃及び乱開発を防止して優良農地を確保するため、農地法に基づき市街化区域外の農地を農地以外に利用する目的で転用する場合に許可を要する制度でございます。</p> <p>1番の許可権者でございますが、館林市では群馬県から権限が移譲されておりまして、4ヘクタール以下の場合は市農業委員会が許可し、4ヘクタールを超える場合は市農業委員会が申請を受理し、県へ進達の上、県知事が許可をするものでございます。一方、板倉町では、許可権者は群馬県であるため、全て町農業委員会が申請を受理し、県へ進達の上、県知事が許可をするものでございます。</p> <p>2番の許可区分は、農地法4条、5条に基づく転用でございまして、それぞれの許可件数はごらんとおりでございます。</p> <p>調整の結果でございますが、表右側の具体的な調整内容として、「農地転用許可については、館林市の例により合併時に統合する。」としました。</p> <p>関係項目3についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、協議第20号の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第20号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、協議第20号につきましては質問がないようでございますので、次回以降の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>議 長</p> <p>木村事務局係長</p> | <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「農林水産関係事業について」よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、協議第21号 合併協定項目23—19 「商工・観光関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、資料の41ページをお願いします。協議第21号 合併協定項目23—19 「商工・観光関係事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、関係項目が5つございます。</p> <p>1、新規団地開発の推進については、現行のとおり新市において継続する。</p> <p>2、板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。</p> <p>3、板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。</p> <p>4、中小企業融資制度に関することについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 資金融資については、合併時に統合する。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。</p> <p>(2) 利子補給金については、合併時に統合する。</p> <p>次のページをごらんください。42ページでございます。</p> <p>5、観光行事については、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。</p> <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、43ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目1、新規団地開発の推進になります。</p> <p>現況でございますが、現況には、1番としてそれぞれの市町の工業系団地の状況が示されております。館林市では団地の在庫はありませんが、板</p> |
|---------------------------|--|

倉町では板倉ニュータウン産業用地に在庫がございまして、表の下の米印のように在庫がございます。

また、2番の新規団地開発計画では、館林市においては今後、既存の工業・産業団地の拡張が計画されております。

調整の結果でございますが、表右側、具体的な調整内容として、「新規団地開発の推進については、板倉ニュータウン産業用地の整備及び分譲について考慮しながら、合併後も新規団地開発の事業化に向けて引き続き群馬県へ協力を要請する。」としました。

関係項目1についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の44ページをお願いします。関係項目2、板倉ニュータウンの整備でございます。

現況でございますが、板倉ニュータウンの整備につきましては、板倉町の独自の施策でございまして、ごらんの状況となっております。引き続き群馬県と連携し、事業を推進し早期完成を目指すものでございます。

調整の結果でございますが、表右側の具体的な調整内容は、「板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。」といたしました。

関係項目2については以上でございます。

続きまして、資料の45ページをお願いします。関係項目3、板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進になります。

現況でございますが、この項目は、板倉ニュータウン地区内の産業用地及び商業用地に進出する事業者に対し、奨励金を交付し、産業施設及び商業施設の誘致促進を図るものでございます。

具体的には、1番の産業施設立地促進奨励金につきまして、(1)では指定集積業種の事業者に対して、事業開始後の5年間、固定資産税額の15%を交付するものでございます。(2)では、指定集積業種以外でございますが、同様に10%を交付するものでございます。

次のページをごらんください。2番の商業施設立地促進奨励金でございます。こちらは、事業開始後の5年間、固定資産税相当額を交付するものでございます。3番の雇用促進奨励金、4番の緑地設置奨励金、5番の地

球温暖化対策奨励金につきましては、ごらんのとおりでございます。

調整の結果でございますが、45ページにお戻りください。具体的な調整内容ですが、「板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。」といたしました。

関係項目3についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の47ページをお願いします。関係項目4、中小企業融資制度に関することになります。

現況でございますが、まず1番の中小企業資金融資につきましては、中小企業者等の施設、設備の整備、運転資金等の必要な資金の融資を促進し、中小企業の振興を目的としています。

(1)の小口資金でございますが、こちらにつきまして④の融資利率が異なっておりまして、その他は同様でございます。

続きまして、48ページの(2)になります。市では経営振興資金、町では中小企業設備近代化資金でございます。こちらも①の対象者、③の融資限度額、④の融資利率が異なっています。

次に、(3)の経営安定資金及び49ページ(4)の小企業者緊急経営資金ですが、これは市のみの事業となっております、内容はごらんのとおりとなっております。

調整の結果でございますが、47ページの表の右側の具体的な調整内容でございます。「中小企業資金融資については、制度内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。」といたしました。

続きまして、49ページの2番の中小企業融資利子補給金につきましては、中小企業者が受けた融資の支払利子に相当する額を利子補給金として交付し、設備投資の促進を図るものでございます。

(1)について市では、経営振興資金利子補給金となっております。町では、中小企業設備近代化資金利子補給金となっております。こちらは、①の対象者、②の補給額、③の補給期間が異なっております。

次に、50ページ、(2)の商工業後継者育成利子補給金と、(3)の創業融資利子補給金でございます。こちらは、2つとも市のみの制度となっ

| | |
|------------|---|
| | <p>ておりまして、内容はごらんのとおりでございます。</p> <p>調整の結果でございますが、49ページの表右側、具体的な調整内容として、「中小企業融資利子補給金については、制度内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目4についての説明は以上でございます。</p> <p>続いて、資料51ページをお願いいたします。関係項目5、観光行事になります。</p> <p>こちら現況につきましては、主催が市、町に限らず、それぞれの観光協会、実行委員会等、外部団体のものもございまして、それぞれの住民を広く対象とした主要な行事を54ページまで掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いします。</p> <p>調整の結果でございます。51ページの表右側になります。「観光行事については、地域資源を活用した独自の事業であるため、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。」といたしました。</p> <p>関係項目5についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、協議第21号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第21号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いをいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>(「なし」の声)</p> <p>ないようです。</p> <p>それでは、協議第21号につきまして、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「商工・観光関係事業について」よろしくをお願いいたします。</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>木村事務局係長</p> | <p>続きまして、協議第22号 合併協定項目23—20 「勤労者・消費者関連事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の55ページをお願いいたします。協議第22号 合併協定項目23—20 「勤労者・消費者関連事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針は、関係項目が3つございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、雇用奨励金については、合併時に統合する。 2、勤労者資金融資制度については、合併時に統合する。 3、消費生活相談については、合併時に統合する。 <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明してまいりますので、次の56ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目1、雇用奨励金になります。</p> <p>現況でございます。雇用奨励金につきましては、就職が困難な求職者等の自立を助長するとともに常時雇用を推進することを目的としており、事業は市のみが行っております。その種類でございますが、1番のトライアル雇用奨励金、57ページに移りまして、2番の障がい者雇用奨励金、3番の高齢者雇用奨励金、58ページに移ります。4番の正規雇用促進奨励金、59ページの5番のU I ターン支援奨励金がございます。概要のほうは、後ほどご確認をお願いいたします。</p> <p>調整の結果でございますが、56ページに戻りまして、表の右側、具体的な調整内容ですが、「雇用奨励金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目1についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の60ページをお願いいたします。関係項目2、勤労者資金融資制度になります。</p> <p>まず、現況でございます。1番の勤労者への住宅資金につきましては、住宅等を建築または取得しようとする勤労者に対し、必要な資金を融資し、勤労者の住宅建設の促進を図り、勤労者の福祉と生活の向上を図るも</p> |
|----------------|--|

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>のでございます。</p> <p>概要であります、(3)の融資条件①の融資限度額、②の融資利率、③の融資期間のただし書きが異なっております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容ですが、「勤労者住宅資金については、融資条件が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>次に、61ページ、2番の勤労者生活資金につきましては、勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定を目的としております。こちらは市のみの制度となっております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容ですが、「勤労者生活資金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の62ページをお願いします。関係項目3、消費生活相談になります。</p> <p>現況でございますが、消費生活相談とは、消費生活相談員が、消費生活に関する相談や解決のための助言・あっせんを行うものでございます。</p> <p>1番の相談事業では、(1)の相談時間、(3)の相談員の雇用形態が異なっております。</p> <p>調整の結果でございますが、「消費生活相談については、消費生活センターの相談時間及び相談員の雇用形態が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目3についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、協議第22号の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第22号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
|-----|---|

| | |
|----------------|---|
| <p>議長</p> | <p>ご質問はないということによろしいでしょうか。</p> <p>それでは、協議第22号につきまして、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「勤労者・消費者関連事業について」につきまして、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、協議第23号 合併協定項目23—21 「建設関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>木村事務局係長</p> | <p>それでは、63ページをお願いします。協議第23号について説明いたします。</p> <p>合併協定項目23—21 「建設関係事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、</p> <p>1、都市計画については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>(2) 広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。</p> <p>2、開発許可等に関することについては、合併時に統合する。</p> <p>3、景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>4、耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに詳細を説明いたしますので、64ページをお願いいたします。関係項目1、都市計画になります。</p> <p>現況でございますが、1番の都市計画マスタープランは、都市計画法に</p> |

基づき、おおむね20年後を目標とした将来のあるべき姿やまちづくりの方針を策定し、まちづくりに対する理解と参加を深め、住民、関係者と行政が協力してまちづくりを進めることを目的とした事業になり、市町ともに策定をしております。

内容といたしましては、平成37年度を目標年次とし、記載した「都市の将来像」実現のため、市町ともに都市づくりの目標を定め、計画を推進しております。

次の65ページに都市計画区域内の用途地域別面積を記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

調整の結果でございますが、64ページ表右側の具体的な調整内容ですが、「都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに全体的に見直し、再編する。」といたします。

続きまして、65ページ中段の2番の広域的な立地適正化の方針になります。この方針は、都市再生特別措置法に基づき、「広域的な立地適正化の方針」を都市圏で策定し、連携強化や機能分担をし、効率的な都市運営を図ることを目的とし、1市4町で構成する「館林都市圏広域立地適正化方針決定協議会」において策定をしております。

調整の結果でございますが、表の右側になります。「広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。」といたしました。

関係項目1についての説明は以上でございます。

続きまして、66ページをお願いします。関係項目2、開発許可等に関することでございます。

現況でございます。1番の開発許可制度につきましては、都市計画で定める線引き制度の実効性を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことで、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るものとしておりまして、都市計画法に基づき、開発許可及び建築許可を行っております。この開発許可制度につきましては、町では群馬県から権限移譲されていないため事務は行っておりません。市のみの事務となっております。

続きまして、67ページの2番の優良宅地及び優良住宅の認定でござい

す。こちらは、租税特別措置法に基づき、優良な住宅の供給に資する土地について、税制上の優遇措置を講じることにより、優良な住宅の供給を図ることを目的に、市町において、（１）の優良宅地認定審査事務、（２）の優良住宅認定審査事務を行ってございます。

調整の結果でございます。66ページの表の右側、具体的な調整内容として、「開発許可等に関することについては、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。

関係項目 2 についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の68ページをお願いします。関係項目 3、景観計画になります。

現況でございます。こちらにつきまして、町のみでございまして、板倉町では板倉町風景計画を平成22年6月に策定しております。目的といたしまして、平成20年8月に景観行政団体となり、景観法及び板倉町風景条例に基づく景観計画を策定し、町民一人ひとりが板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継ぐことを目的としております。内容といたしましては、基本理念である「板倉らしい生活文化を守り、育み、美しい風景を作る」ため、風景づくりの4つの基本目標を定め、3番に記載した一定の建築物や工作物を設置する際には届け出が必要となります。

調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。

関係項目 2 についての説明は以上でございます。

続きまして、69ページをお願いします。関係項目 4、耐震改修促進計画になります。

現況でございます。目的といたしましては、建築物について具体的な目標を定め、耐震診断と耐震改修の促進に取り組み、住民の生命や財産を守ることを目的とし、民間建築物の耐震化を進めるための支援や公共建築物の耐震化を促進する内容となっております。現在は平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする第2期となっております。

調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「耐

| | |
|----------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に計画を見直し、再編する。」といたしました。</p> <p>関係項目4についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、協議第23号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第23号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質疑なしということでございました。</p> <p>それでは、協議第23号につきまして、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「建設関係事業について」につきましては、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第24号 合併協定項目23—22 「下水道事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>木村事務局係長</p> | <p>それでは、協議第24号につきまして説明いたします。資料の71ページをお願いします。</p> <p>合併協定項目23—22 「下水道事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、</p> <p>1、下水道全体計画・事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目を説明いたしますので、次の72ページをお願いいた</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>します。関係項目1、下水道全体計画・事業計画になります。</p> <p>現況でございますが、1番の下水道全体計画ですが、下水道法の規定により、県が策定した利根川流域別下水道整備総合計画の目標等に基づき、公共用水域の環境基準を達成維持するための計画でございます。将来人口などの推定をもとに、環境基準の達成維持に必要な下水道整備計画区域や処理場の配置などを定めるものでございます。</p> <p>計画の概要は、ごらんとおりでございます。</p> <p>続きまして、73ページの2番の下水道事業計画になります。先ほどの全体計画で定めた施設のうち、5年から7年で実施する予定の施設の配置等を定める計画でございます。</p> <p>計画目標年次、事業区域につきましては、ごらんとおりでございます。</p> <p>調整の結果でございますが、72ページの具体的な調整内容でございます。「下水道全体計画・事業計画については、合併時は、現市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。」といたします。</p> <p>以上で協議第24号の説明を終わります。よろしくお願ひします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第24号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願ひいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>なしというお声ございました。</p> <p>それでは、協議第24号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「下水道事業について」につきましては、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、その他でございます。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>林事務局次長</p> | <p>初めに、寄せられたお問い合わせと事務局からの回答につきまして、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>資料の75ページをお願いいたします。寄せられたお問い合わせと事務局からの回答についてご説明いたします。</p> <p>前回7月28日の合併協議会で報告させていただいたものから追加がございましたので、ご報告させていただくものでございます。受け付けした期間は、本年7月10日から8月10日まで、2件のメールでございます。内容は、75ページから77ページまでの3ページ分となります。個別の内容説明は割愛をさせていただきますが、後ほどご確認をいただき、委員の皆様よりご意見等がございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。引き続き合併協議会のホームページに掲載されている内容確認につきまして、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>寄せられたお問い合わせと事務局からの回答につきましては、以上でございます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>このことに関しまして何かございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、引き続き、合併協議会ホームページの内容確認につきまして、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、本日の会議全体を通して何かございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>特にきょうのところはないようでございます。</p> <p>以上で本日の議事を全て終了いたしました。</p> <p>これにて議長の役目を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> |

| | |
|--------|---|
| 田沼事務局長 | <p>それでは、次第に基づき栗原副会長より、閉会の挨拶をお願いいたします。</p> |
| 栗原副会長 | <p>改めまして、こんにちは。前回に打って変わって、きょうは順調な審議結果と、また次回に対しての丁寧な説明が行われたわけでありますが、今の時点では異議はないということであったわけですが、そういったことで順調にということでございます。</p> <p>しかし、非常に大事なことでありますから、次回のために協議をさせていただく、提案をしているわけですから、ぜひそれぞれの委員は自分の役職の重さに鑑み、ぜひ異議があったり質問があったりということは、この期間に十分勉強していただいて、次回もしっかりとしたかみ合わせの上、かみ合う結果として決定をされていくことが望ましいわけでありますが、それでもなおその方向に取りまとめていくことが難しいということになれば継続になるということでもありますので、いろんな皆様方のお考えはあろうかと思いますが、それぞれ一人一人、私も含めて、あるいは須藤市長も単なる議会の議長役ではないと私は思っておりまして、板倉町を代表する一人の町長という立場も、協議会での発言者も兼ねているということも承知をしております。そういう意味では、ぜひ皆さん方についてもきょうの結果をさらにそしゃくをしていただいて、しっかりとした審議をしていただければと思っております。</p> <p>順調にきょうは異議なく進められましたこと、どちらからも非常に難しいのですが、こちら側に座っているという関係もあります。ですが、順調に進ませていただきましたことに心からお礼を申し上げ、閉会のご挨拶いたします。</p> <p>大変ありがとうございます。</p> |
| 田沼事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、長時間にわたりご審議、ご協議を賜りまして、大変ありがとうございました。</p> |

次回、第8回の協議会につきましては、本日お手元に通知をさせていただきましたとおり、10月17日、火曜日、午後2時より、本日と同じく館林市文化会館小ホールでの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第7回館林市・板倉町合併協議会を閉会いたします。

お帰り際には、お忘れ物のないよう、また交通事故等にお気をつけてお帰りください。

本日は、大変ありがとうございました。